

# 保安業務の実施に必要な設備機器

LPガス用電気式ダイヤフラム式圧力計 セーバープロスマート(漏えい試験用)	LPガス用電気式ダイヤフラム式圧力計 (漏えい試験用)	マノメータ	可燃性ガス(LPガス)検知器	
				
希望小売価格 ¥133,700-(税抜) セーバープロスマート(本体)+タブレット(WIFI)+計測アプリ	希望小売価格 ¥148,000-(税抜) セーバープロII 本体(PC転送)	希望小売価格 ¥24,200-(税抜) 10kPa用	希望小売価格 ¥95,000-(税抜) XP-3110	希望小売価格 ¥96,000-(税抜) XP-702 III-B

漏えい検知液	緊急防災工具	一酸化炭素測定器	ボーリングバー	簡易テスター
				
希望小売価格 ¥2,000-(税抜) リークチェック	希望小売価格 ¥36,000-(税抜) KS-B	希望小売価格 ¥198,000-(税抜) CO-FL1	希望小売価格 ¥41,000-(税抜) ボーリングバーセット	希望小売価格 ¥18,200-(税抜) 10kPaゲージ・2連球入り

切替型漏えい検知装置(10kg/h~50kg/h)



HL-10BFU 漏えい検知部(I)型

保安点検・調査の実施には  
保安業務用機器等の  
適切な維持・管理が大切です!

## 株式会社桂精機製作所

本社 TEL(045)461-2334 FAX(045)461-2354  
 業務サポートセンター TEL(0467)66-3483 FAX(0467)76-1914  
 営業サポート統括部 TEL(0467)66-3483 FAX(0467)76-1914

札幌営業所 TEL(011)702-6174 FAX(011)702-6487  
 仙台支店 TEL(019)652-6470 FAX(022)722-4650  
 仙台支店 TEL(022)722-4631 FAX(022)722-4650  
 東京支店 TEL(048)778-6000 FAX(048)778-6004  
 東京営業所 TEL(042)530-4870 FAX(048)778-6004  
 北関東支店 TEL(043)234-7411 FAX(043)214-1231  
 北関東支店 TEL(029)852-9258 FAX(043)214-1231  
 神奈川支店 TEL(0467)78-9658 FAX(0467)76-1914  
 甲信越支店 TEL(0551)42-2315 FAX(0467)76-1914  
 名古屋支店 TEL(0586)47-6151 FAX(0586)47-6150  
 北陸営業所 TEL(076)268-4323 FAX(0586)47-6150  
 大阪支店 TEL(06)6310-3561 FAX(06)6310-3560  
 広島支店 TEL(082)877-5222 FAX(082)879-2133  
 福岡支店 TEL(092)915-3100 FAX(092)915-3103

# 保安機関が保有する保安業務用機器



## I. 保安業務の実施に必要な設備機器(保安業務用機器)

- (1) 液化石油ガス法 施行規則第31条第2号(保安業務に係る技術的能力)  
事業所ごとに告示(保安業務告示第3条)で定める基準に従って、自記圧力計、マンメータその他保安業務の実施に必要な設備機器(以下、「保安業務用機器」という。)を備えていること。
- (2) 液化石油ガス法 保安業務告示 第3条(保安業務用機器)  
事業所ごとに次の表の認定を受けようとする保安業務区分ごとに、同表の保安業務用機器を、同表の算定式によって得られた数を該当保安業務用機器ごとに合計し、小数点以下を切り上げた数以上を保有することとする。

保安業務区分	保安業務用機器 自記圧力計又はマンメータ	ガス検知器	漏えい検知液	緊急工具類	一酸化炭素測定器	ホーリングバー	保有数算定式
イ 供給開始時点検・調査	○	○	○	○	○	○	消費者戸数×1/20000
ロ 容器交換時等 供給設備点検			○	○			消費者戸数×1/(100×年間実働日数)－調査員数 (ただし、0未満となる場合は、0とする。)上記の算定による数に調査員数を加えた数
ハ 定期供給設備点検	○	○	○	○		○	消費者戸数×1/(30×年間実働日数)×1/4 補助員を伴って点検を行なう場合にあっては、30を3分の4倍することができる。
ニ 定期消費設備調査	○	○	○	○	○	○	消費者戸数×1/(25×年間実働日数)×1/4 補助員を伴って点検を行なう場合にあっては、25を3分の4倍することができる。
ホ 緊急時対応	○	○	○	○	○	○	消費者戸数×1/20000
定期供給設備点検及び 定期消費設備調査	○	○	○	○		○	消費者戸数×1/(20×年間実働日数)×1/4 補助員を伴って点検を行なう場合にあっては、20を3分の4倍することができる。
					○		消費者戸数×1/(25×年間実働日数)×1/4 補助員を伴って点検を行なう場合にあっては、25を3分の4倍することができる。

## II. 保安業務を実施する上で、有効な設備機器

- (1) LPガス用電気式ダイヤフラム式圧力計サーバープロ(漏えい試験用): 従来の圧力計にない優れた機能を有しています。  
① 温度変化による圧力への影響を補正し、判定します。  
② 検査データをパソコンへ転送し、保管できます。(サーバープロ II はPC転送タイプのみ)
- (2) 切替型漏えい検知装置  
漏えい検知装置を設置した供給管・配管の漏えい試験は、次の処置を講ずることによって漏えい検知装置の検知範囲内の供給管・配管に限り代替することができます。  
① 容器交換時等、2ヶ月に1回以上、漏えい検知装置の警報表示の有無を確認する。  
② 警報表示が合った場合は必要な処置を講ずる。  
③ 確認結果及び講じた処置内容等を記載した関係帳票を1年間保管する。  
④ 4年に1回の点検及び埋設された白ガス管の1年に1回以上の漏えい検査にあたっては漏えい検知装置の最終警告表示の確認結果により所要の処置を講ずる。